

GM課税の税効果会計の適用に関する実務対応報告改正案、公表議決—ASBJ

去る1月23日、企業会計基準委員会は、第518回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議内容は以下のとおり。

グローバル・ミニマム課税の税効果会計の適用に関する当面の取扱いの改正案

第89回税効果会計専門委員会および第517回親委員会（2024年2月1日号（No.1700）情報ダイジェスト参照）に引き続き、実務対応報告公開草案（実務対応報告44号の改正案）「グローバル・ミニマム課税」に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）について、審議が行われた。

GM課税制度の影響を反映しないこととした実務対応報告44号の当面の取扱いの適用を継続するもの。前回の議論から、実務対応報告公開草案67号と平仄を合わせ、表題を「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い」とするなどの修正が行われ、

また、コメント期間を1カ月程度とすることとされた。

会計

ステップ4でのSICR判定、検討—ASBJ、金融商品専門委

去る1月17日、企業会計基準委員会は、第210回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損に関する会計基準の開発に関して、ステップ4（信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関に適用される会計基準の開発）の検討の審議が行われた。

主な審議事項は以下のとおり。なお、同23日開催の第518回親委員会でも同テーマについて審議された。

ステップ4に予想信用損失モデルを採用する必要性

これまでの審議で、ステップ4の検討に着手するにあたり、予想信用損失モデルを採用する必要性やその意義について、関

出席委員全員の賛成で公表議決された（1月24日、実務対応報告公開草案68号として公表。コメント期限は2月26日。https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2024/2024-0124.html）。

専門委員会からは方向性について賛成意見が聞かれた。

第518回親委員会では、「IFRS9号を出発点」とすると、ステップ2と同じになってしまうのでは」との意見が聞かれ、事務局から「出発点は同じでも着地点が違うイメージ」との回答があった。

債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定

多くの金融機関で実務上行われている債務者区分を基礎とする信用リスク管理の区分に基づき、SICRの判定に関して債務者単位に基づく絶対的アプローチを最大限に活用する次の提案が示された。

- ・ 正常先に対する債権等は原則SICRが生じていないとみなすが、このうち低い内部信用格付区分に含まれる債権等については、SICRが生じているとみなしつつ、債権または債権グループごとに反証できる（債権単位に基づく相対的アプローチによる反証のほか、債権グループ単位で定性的または定量的な評価を利用した反証方法を認める）。
- ・ 要管理先を除く要管理先に對する債権等については、SICRが生じているとみなしつつ、債権単位で相対的アプローチにより反証できる。
- ・ 要管理先および破綻懸念先、実質破綻先、破綻先に対する債権等については、SICRが生じているものとみなす。

また、期日経過情報のみを用いて信用リスク管理を行う債権等に対するSICRの判定については、ステップ4において個別の定めを設けず、IFRS9号の定めに基づいてSICRの判定を行うとの提案がされた。

専門委員会からは、「旧金融検査マニュアルと整合的にして、内部信用格付区分が低い正常先も一律にSICRが生じていないとするのも1つの方法では」との意見に対し、事務局から「足元が問題ないため正常先であるが、将来予測の観点からは、一律になしとすることはできないと思われる」との回答があった。

第518回親委員会では、事務局案への賛成意見が聞かれた。

会計

貸手における知的財産のライセンスの供与、条件付きで適用範囲へ

—ASBJ、リース会計専門委

去る1月18日、企業会計基準委員会では第141回リース会計専門委員会を開催した。

第140回（2024年1月10日・20日合併号（No.1699））

情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準（案）」等に寄せられたコメントへの対応の方向性と個別事項について、審議が行われた。なお、同23日開催の第518回親委員会でも同テーマについて審議された。

他の会計基準との関係（貸手における知的財産のライセンスの供与）

当額

公開草案では、貸手において

知的財産のライセンスの供与を本会計基準案等の適用範囲に含めないことを提案していた。これに対して、「借手と同様に本会計基準を適用可能とすること」が適当である」とのコメントが寄せられていた。また、専門委員からも、「少なくとも貸手による知的財産のライセンスの供与について収益認識会計基準を

適用することを強制するのではなく、本会計基準案等の任意適用を認めるべきである」との意見が聞かれていた。

事務局は、「リースの貸手が、製品または商品を販売することを主たる事業としていない企業の場合には、貸手が知的財産のライセンスの供与をリースする場合であっても本会計基準案の範囲に含めることができる」とする修正案を示した。

専門委員および、第518回親委員会委員から、異論は聞かれなかった。

前額

公開草案に寄せられたコメントとしては、「リースを構成する部分と構成しない部分」の区分に関して、借手において維持管理費用相当額の取扱いの選択適用を認めるべき」との意見が聞かれた。

前回議論では、事務局は次の案1、案2を提案し、維持管理費用相当額の控除を認めない案

会計・監査・開示 来し方行く末

上場企業に対する規制等②—3 金融商品取引法（開示規制）(2)

公認会計士

市川 育義

今回からは数回にわたり開示内容の説明に入ることとする。現在、四半期報告制度の簡素化や臨時報告書の提出事由の拡大等が予定されているなか、各上場企業における前向きな取組みが期待されている。

① 透明性確保の必要性

投資者による株式等への投資は、自己責任において実施することが原則であり、その結果がどうであろうと、すべてを受け入れなければならないことは、資本市場における共通認識といえる。

このため、資本市場においては、投資者の判断材料となる企業内容等の開示が欠かせないことから、金融商品取引法は、上場企業等に対し、発行する有価証券の内容に応じて一定の開示書類の提出を強制するとともに、未公表の重要情報を特定の関係者のみに提供することを禁止している。

以下では、有価証券の発行市場における「発行開示」と有価証券の流通市場における「継続開示」について概要を説明する。

② 発行開示

「発行開示」における主な開示書類は、有価証券届出書であ

る。たとえば、50名以上の一般投資家に対して、有価証券（発行総額1億円以上）の取得の勧誘行為を行う会社は、有価証券届出書を提出しなければならないといわれている。

勧誘行為は、有価証券届出書を提出した後でないと行うことができない（金商法4①）とされているため、上場企業のみならず、非上場企業も該当すれば、提出義務があることに留意する必要がある。

ただし、有価証券届出書を提出しても、届出の効力が発生する一定の待機期間（原則「中15日間」）がある場合には、それを経過しない限り、有価証券を取得させることはできないこととされている。

なお、発行価額総額が1億円未満の場合には、有価証券届出書の提出を要しないが、100万円を超える場合には有価証券届出書の提出が必要とされている。

③ 継続開示
「継続開示」においては、わが国上場企業の年次報告と位置づけられる有価証券報告書が主役であるといえる。上場企業は期末決算日後3カ月以内に提出

しなければならないとされている。有価証券報告書の場合も、上場企業だけでなく、有価証券届出書を提出した非上場企業の場合、有価証券の所有者数を基準とするルール等の適用により、それ以外の非上場企業も提出しなければならない場合があることに留意する必要がある。

たとえば、所有者が1,000名以上の株券の発行者（ただし、資本金5億円未満の会社を除く）である会社は、事業年度ごと

④ その他

前述の有価証券届出書にしろ、有価証券報告書にしろ、いずれもわが国の法定開示書類であり、監査法人等による監査や規制当局による監視といったしくみのなかで信頼性が確保されているものである。

現在、上場企業等が任意に（自由）に開示している統合報告書等については、非財務情報の充実が進んでいるなかで、信頼性確保等の観点から関係整理が必要な時期にあるといえるのではない。

1を事務局案としていた。

(案1) 公開草案のとおり。

(案2) 維持管理費用相当額であることが明らかであるか、または維持管理費用相当額を合理的に見積ることが可能である場合に限り、維持管理費用相当額を借手のリース料から控除する代替的な会計処理の選択適用を認める。

専門委員から賛否両論が聞かれたため再度分析を行い、事務局は、維持管理費用相当額を契約の対価から控除する方法を一律に適用することは難しいと考えられることや、案2についても、維持管理費用相当額を控除できるリースと控除できないリースが同一企業内で混在することとなるという課題があるため、前回同様、案1を提案した。専門委員からは、賛意も聞かれたが、「維持管理費用相当額を控除して、企業内で混在しない場合には代替的な取扱いを設けては」との意見も聞かれた。第518回親委員会では、案1の提案に異論は聞かれなかつた。

サブリース取引（利息相当額の配分）

公開草案では、IFRS 16号「リース」と同様に、ヘッドリースとサブリースを2つの別個の契約として、借手と貸手の両方の会計処理を行うことを提案している。

これに対して、「サブリース取引に係るヘッドリースの会計処理について、利息相当額を定額で配分することを認めるなどの措置が必要である」とのコメントが聞かれた。

事務局は「このコメントは、一括借上契約におけるサブリース取引の会計処理について問題提起されているものであるが、一括借上契約はヘッドリースとサブリースの契約条件が同一ではないため、サブリース契約における受取りリース料に係る収益の計上額とヘッドリース契約における減価償却費および支払利息の合計での費用計上の対応関係が図られないことについては一定の限界がある」とし、本公開草案を維持すると回答した。専門委員からは賛意が聞かれた。第518回親委員会でも、お

おむね賛成意見が聞かれた。

会計

GM課税の会計処理・開示の実務 対応報告案のコメント対応、検討

—ASBJ、税効果会計専門委

去る1月22日、企業会計基準委員会では、第90回税効果会計専門委員会を開催した。

実務対応報告公開草案67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」等のコメント対応について審議された。

なお、同23日開催の第518回親委員会でも同テーマについて審議された。その際、事務局から、3月までに最終化したい旨が示された。

主なコメントとその対応案は次のとおり。

連結財務諸表における区分表示・注記

「第2の柱に関するIAS 12号『法人所得税』の修正では、第2の柱の法人所得税を区分して開示することが求められているので、連結財務諸表における区分表示または注記を認めるべき」とのコメントに対して、グローバル・ミニマム（GM）課税制度に係る法人税等について

法人税等会計基準の定めに従う旨の明確化

「GM課税制度により納付する税金について、法人税等会計基準5項に従い損益計上する会計処理を行うことを明示すべきであり、仮に発生源が明らかでない等の理由で損益処理を求めないのであれば、損益として計上することを明示すべき」とのコメントに対して、公開草案6項を次のように修正する案が示された（傍線部分を追加）。

6 グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等については、対象会計年度となる連結会計年度及び事業年度において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき当該法人税等の合理的な金額を見積り損益に計上する。

会計

パシシャルスピンオフの会計処理、 コメント対応進む

—ASBJ、企業結合専門委

去る1月22日、企業会計基準委員会は第111回企業結合専門委員会を開催した。

第110回（2024年1月10日・20日合併号（No.1699））情報ダイジェスト参照）に引き

「共通支配下の取引である組織再編に類似」とする記載の見直し

自己株式等会計適用指針案38
 2項に記載のある「共通支配下の取引である組織再編に類似」としているのは、共通支配下の取引の解釈を広くするもので、他の組織再編の会計処理への影響が懸念されるおそれがあるとして、記載の見直しを求めコメントが寄せられた。

事務局から、次の2案が示された。

(案A) 公開草案から変更しない。
 (案B) 共通支配下の取引である組織再編に類似した状況である旨を削除する。

専門委員からは、案Bへの賛意が多く聞かれた。第518回親委員会でも案Bへの賛意が多く聞かれた。

当期税金の支払が生じる場合の取扱い

自己株式等会計適用指針案10項(2-2)で定められた取引において当期税金の支払が生じる場合、当該税金を法人税等会計基準5項に従い損益に計上すべきか否かの記載を求めるコメントが寄せられた。

事務局は、損益に計上する旨を結論の背景に記載する対応案を示した。

専門委員からは、賛意が聞かれたものの、「現物配当という持分所有者との取引によって生じたものに対して課されているのではなく、あくまでも、配当前に行われる評価損益から生じたものであり、配当から生じたものではないことを記載することとさらに明確化されるのでは」との意見も聞かれた。事務局から検討する旨の回答があった。

非相互取引であることと会計上の取扱いを分ける理由の明確化

自己株式等会計適用指針案38 2項では、保有する完全子会社株式の一部を配当する場合の会計処理について、子会社株式の配当は非相互取引であると示しているが、相互取引および非相互取引には明確な定義が示されていない。そのため、両者の明確な定義を示すとともに、どちらに該当するかによって会計上の取扱いを分ける理由の記載を求めるコメントが寄せられた。

事務局は、「相互取引であるか非相互取引であるかを論拠と

して会計処理を定めていないため、特段の対応は行わない」と回答した。

専門委員からは、「論拠にかかわっていないのなら削除するのも1つの案では」という意見が聞かれた。

国際会計

温室効果ガス排出の開示基準の整合性についての文書、公表

IFRS財団・GRI

事務局は「削除した場合に内容としてうまくつながらるか検討したい」と回答した。

第518回親委員会でも削除したほうがいい旨の意見が聞かれた。

去る1月18日、IFRS財団

とGRI(Global Reporting Initiative)は「GRIスタンダード及びISSB基準を適用する場合の温室効果ガスの排出についての相互運用可能性の考慮事項」(Interoperability considerations for GHG emissions when applying GRI Standards and ISSB Standards)と題された文書(以下、「本文書」という)を公表した。

本文書の内容

本文書では、温室効果ガス(GHG)の排出量についての報告基準である「GRI305:大気への排出 2016」(以下、「GRI305」という)およびIFRS S2号「気候関連開示」(以下、「S2号」という)は高い水準で整合しており、GRI305に基づく排出量を報告している企業は、次のような点で、S2号に基づく排出量の開示を行う準備が相当程度できているとしている。

- 基づく連結範囲・測定アプローチを踏まえており、同一範囲の温室効果ガスについてスコップ1(直接排出)、スコップ2(自社のエネルギー利用に伴う間接排出)、およびスコップ3(サプライチェーンにおける自社以外の排出)を範囲とする排出量開示を求めている。
- 両者は、スコップ2排出量のロケーション基準での開示およびスコップ3排出量のカテゴリ(分類)の開示を求めている。
- 測定についての両者の開示事項(アプローチ、方法、インプット、仮定)も類似している。
- その他の排出量に関する開示についても、一方が利用を強制していないが、他方が利用を強制している方法がある場合に、後者の方法を用いることで両者の報告を整合させることが可能になるものがある。

本文書は、両者が完全に一致しない点や両者の要求事項の比較表も示している。

本文書の目的

本文書は、IFRS財団とGRIの間で続けられている協働の成果であり、ISSB基準と

両者は、GHGプロトコルに

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年1月15日	「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示企業一覧表(2023年12月末時点)	東証	「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を進めている企業の状況を投資者に周知し、企業の取組みを後押ししていく観点から、当該対応の要請に基づき開示している企業の一覧表を公表するもの。毎月15日に更新予定。2023年12月末時点では、プライム市場の49%、スタンダード市場の19%が開示(検討中を含む)。 https://www.jpx.co.jp/equities/follow-up/O2.html	—
2024年1月19日	令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について	財務省・国税庁	令和6年度税制改正の大綱に盛り込まれた令和6年分所得税の定額減税について、源泉徴収義務者が早期に準備に着手できるよう、令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について、政省令に委任される事項等を含めた実施要領の案を、周知・広報するもの。 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/20240119teigakugenzei.html	—

金融

強まるマイナス金利政策解除の確度

日銀は1月22、23日、金融政策決定会合を開催し、現状の長短金利操作、ETF・J-REIT・社債などの資産買入れ方針を維持することを決めた。金融市場の焦点は、一部の日銀当座預金に適用しているマイナス金利の17年ぶりの利上げ、いわゆるマイナス金利政策の解除や変更を行うか否かにあった。

昨年までは、1月や春季労使交渉による賃上げの集中回答日後の4月に政策変更を行うのではとみられていた。しかし、昨年12月に急速に進んだ円高・ドル安の為替相場トレンドと、2024年1月1日に発生した能登半島地震の経済社会への影響に鑑みた緩和的な金融政策の必要性から、1月を実施時期と予想する市場参加者は減少した。

したがって、今回の金融政策の現状維持は、おおむね市場の予測どおりだったといえる。

ブルームバーグのエコノミスト調査では、4月のマイナス金利解除を予想する回答が最多の59%となった。他の調査でもお

おむねこの傾向で、現時点では市場のコンセンサスとなっている。賃上げと物価上昇の好循環に植田総裁が言及しているため、4月が想定しやすい時期であることは確かだ。さらに、同日公表された「経済・物価情勢の展望(展望レポート)」によれば、2025年度のコアCPI(消費者物価指数)の見直しは、前回2023年10月に公表された前年度比1.7%を上方修正した1.8%となっている。

このように2%目標に近づいているため、総裁自身も、「確度は少しずつ高まっている」と記者会見で述べており、4月の信憑性が増す。ただ、「展望レポートの一回でも政策変更はできない」とも述べており、これは次回3月が当てはまる。4月は展望レポートが公表される回だ。会合スケジュールのない2月は別にして、年明けからの円安傾向と植田総裁の発言を合わせれば、日銀は3月以降の早い時期にマイナス金利を解除する姿勢に変わりはないと考えられる。

証券

海外投資家が主導した年初の日本株高

2024年元日の夕方、北陸・能登地方に大地震が発生した。新年早々の大災害で悲惨な状況を目にして、今年は暗い年になるのか、と日本全体が悲観的な気分にとらわれたようだった。

ところが、1月4日の大発会では日経平均が、冒頭こそ下落が目立ったものの、今年の取引初日に前年末を上回った。さらに翌日からも上昇し続けた。日経平均は昨年末約33,500円から1月中旬に約36,000円へ約7.5%上昇した。

一方、米株式市場では、代表的株価指数のNYダウは同期間に1%弱の上昇、S&P500は同2%弱の上昇であった。その他欧米、アジアの主要国の株価は、ほとんどの国で新年の株価が昨年末を下回って推移している。特に目立つのが中国株価の不振で、日経平均が7.5%上昇した期間に上海総合指数は5%弱下落した。

日本株の突出した好調さを実感させたのは、海外投資家の日本株投資の急増である。海外投

資家は昨年内に日本経済や日本企業に対する高評価作業を終え、年明けとともに走り出したようであった。日本国内の投資家は1月半ばまで株式を売り越しており、海外投資家とは正反對の投資態度であった。

しかし、株価が急ピッチで上昇してきたためか、国内投資家の心理にも変化がみられ、NISA口座数の増加も伝えられている。また、常に慎重な国内の機関投資家についても投資方針の見直し、アクティブ化などの報道が増えている。

ただ、株価というものは変化してやまない。上昇率が10%を超えてくれば、理由はともあれ、一休みの時期が来ることが多い。それは買い先行した海外投資家の利食いを意味する。彼らはいったん休んでも次の買いチャンスをおうかがうだろう。遅れて動くこうとしている国内投資家は株価の激しい変化にうまく対応できるだろうか。儲かったのは海外投資家だけとまらないよう祈るばかりである。